

判例研究(東京高判平成 21 年 7 月 1 日¹)

1. 事実の概要

ファーストフード店の清掃員 A は、地下 1 階のトイレ前に設置されている収納棚の上に自らの携帯電話、たばこ、ライターを置き、そこから約 10m 離れたゴミ箱で作業をしていた。当時、地下 1 階は清掃のためにすべての客が他階へ移動しており、A 以外には誰もいなかった。やがて、1 階から降りてきた被告人にトイレの場所を尋ねられた A は地下 1 階のトイレを教え、被告人がそこへ向かうのを確認した後、再び作業についた。その数分後、A は上記各物品のうち携帯電話のみが無くなっていることに気づき、同僚 B に携帯電話で電話してもらい、その着信音で携帯電話のありかを確認しようと考えた。A は 1 階に上がって B にその旨を頼み、地下 1 階に戻るべく階段を降りる途中で、上がってきた被告人とすれ違った直後、A の携帯電話と同じ着信音が被告人の服の中から聞こえ、携帯電話が発見された。

2. 判決の内容

本判決では、以下の 3 点についてそれぞれ判断が示された。

(1) 本件携帯電話の占有物性について

本件携帯電話が収納棚の上にたばこやライターとともに置かれていた上、携帯電話という社会的に高度に有用な有価物であることからして、その所有者が実存していることを被告人は分かっていたと推認できる。そして、携帯電話を直接保持・管理している者がいなかったとはいえ、被告人は前記の位置に A がいることは知っていたし、本件携帯電話が置かれていた場所、状況からして、本件携帯電話は A、少なくとも店舗関係者の占有に属しているものと容易に分かり得たと推認できる(なお、被告人が忘れ物と考えたとしても、店舗関係者が占有し続けていると容易に分かり得たと推認できる)。

(2) 被告人の犯人性について

A の携帯電話が発見された状況から、被告人が窃盗の犯人であることは明らかである。

(3) 不法領得の意思について

社会的に高度に有用な有価物である携帯電話を他人の占有を奪う形でその占有を取得して自己の服の中に隠匿し、本件携帯電話が置いてあった場所から密かに立ち去ろうとしていたから、被告人に不法領得の意思があったと優に推認することができる。

3. 検討

A に携帯電話に対する占有があったことは問題ない。

占有の事実 = 閉鎖的な空間に A 以外誰もいなかった、10m しか離れていない。

占有の意思 = A は携帯電話の存在を失念していなかった。

では、被告人は携帯電話が A(少なくとも店舗関係者)の占有下にあったと認識できたか。

できた：窃盗罪(235 条)

できない：錯誤の問題 38 条 2 項適用で占有離脱物横領罪(254 条)

判例は様々な事情を挙げて、被告人は認識できたはずだとする。

私見...判例の考えに賛成。

実際に現場を見てみて、客が荷物を置くような収納棚ではないこと、収納棚とゴミ箱が見通しの良い位置関係にあることなどがわかった。判決で挙げられている事情も含めると、被告人が携帯電話に対する A の占有を認識することは可能だと思う。

以上

¹ 判例タイムズ 1308 号 308 頁